

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）の定款第26条及び第43条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第3章に基づく評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第5章に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 本財団は、常勤理事の職務執行対価として報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、別表1「常勤理事報酬」（年俸）表の範囲内によるものとし、個々の常勤理事の報酬の額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(月額基本給)

第4条 常勤理事の報酬は、報酬の額に12分の1を乗じて得た額を月額基本給として支給する。

(日割計算)

第5条 新たに常勤理事に就任したものに対しては、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任したときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、報酬の額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算することとし、当該計算により生じた円未満の端数については、1円に切り上げるものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 常勤理事の報酬の支給日は毎月17日、その日が休日にあたる時は、その前日において、その日に最も近い休日でない日（以下「支給日」という。）とする。

2 報酬は法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を口座振替等の方法により支給する。

（通勤手当）

第7条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

（退職金）

第8条 本財団は、常勤理事が退職又は死亡した場合に、在職期間に応じ退職金を支給する。

2 在職期間の計算は、常勤理事となった日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。当該在職期間に休職の期間がある場合には、休職の期間を除算した月数による。

3 前項により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は月割をもって計算する。

4 退職金は、退職時の月額基本給を基礎に職員退職手当規程に準拠して計算した額とする。

（謝金）

第9条 本財団は、評議員、理事（常勤理事を除く。）及び監事が評議員会又は理事会に出席したときは別表2の「評議員会・理事会出席謝金」を支給する。

2 本財団は、監事が定款第39条第2号の規定に基づく調査及び監査をしたときは別表2の「監事監査謝金」を支給する。

（費用）

第10条 本財団は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第11条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の設立の登記の日から施行し、従前の常勤役員報酬規程については、この規程の施行をもって廃止する。

別表 1

常勤理事報酬（年俸）額

	報酬（年俸）額
理事長	1, 800万円以内
専務理事	1, 600万円以内
常務理事	1, 400万円以内
理 事	1, 200万円以内

別表 2

評議員・役員謝金

区 分	謝金の額（源泉税差し引き後）
評議員会・理事会出席謝金	1回あたり 10, 000円
監事監査謝金	1日あたり 10, 000円